

三浦市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部福祉課長通知）において示された地域生活支援拠点等のうち、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型の地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）を整備する三浦市地域支援拠点等事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、三浦市とする。

(担うべき機能)

第3条 拠点等は、次に掲げる機能（以下「拠点機能」という。）を担うものとする。

(1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(事業者の登録)

第4条 市長は、拠点機能のいずれかを担うことができる事業者等を登録することができる。

第5条 拠点機能のいずれかを担おうとする事業者等は、申請書に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者

支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第41条に規定する運営規程（拠点機能を担う事業所であることを規定しているものに限る。）を添えて市長に申請し、前条に規定する登録を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、拠点機能のいずれかを担う事業者等として登録し、その旨を申請した事業者等に通知するものとする。

（変更等の届出）

第6条 前条第2項の規定により登録された事業者等（以下「登録事業者」という。）は、当該登録の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出るものとする。

（報告等）

第7条 市長は、登録事業者に対し、拠点機能に係る運営状況について調査することができる。

- 2 市長は、登録事業者に対し、拠点機能に係る運営状況について随時報告を求めることができる。

（登録の取消し等）

第8条 市長は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。

- （1） 不正又は虚偽の申請により登録を受けたとき。
- （2） 登録事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条に規定する事業者の指定の取消し等を受けたとき。
- （3） 第3条各号に規定する機能を有しなくなったとき。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が登録事業者として不適當と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該取消しを受けた登録事業者にその旨を通知するものとする。

（登録事業者の責務）

第9条 登録事業者は、障害者、障害児又はその介護者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立った支援に努めなければならない。

- 2 登録事業者は、事業の実施に当たっては、障害者、障害児及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

- 3 事業に従事する者又は従事した者は、正当な理由なく職務上知り得た秘

密及び個人情報情報を漏らしてはならない。

- 4 登録事業者は、事業の趣旨及びその担う役割を理解し、市、他の事業者
その他保健医療及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければ
ならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市
長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。